

今後の審議事項について

○ 政治資金規正法附則（平成 19 年法律第 135 号）

(検討)

第 18 条 新法の規定については、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

⇒ 時期が明示されていないものの、現行制度で 3 回目の収支報告書の要旨の公表を迎える平成 24 年 11 月 30 日以降に、政治資金監査制度の見直しに係る検討が開始されることを想定する必要がある。

このため、以下の 2 つの事項について、平成 24 年秋までに審議・検討し、法制度及び運用の見直しの議論に資することとしてはどうか。

I. これまでの政治資金適正化委員会における取組等について、関係者アンケート等を実施しながら、幅広くレビューを行うこと。

II. 上記 I. の検証を進めつつ、平成 23 年 3 月に取りまとめられた「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において「政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項」とされた項目について、下記のとおり分類し、さらに検討を進めること（「取りまとめの深掘り」）。

※ なお、検討結果の取扱いについては、様々なケースを念頭に置きながら、建議を行うこと及びその時期の是非も含めて、状況に応じて判断することとする。

【II. に係る検討項目】

	各論その 1	その 2	その 3	その 4	その 5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法 ・ 前払式証票による支出の記載方法 ・ 後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法 ・ 収支報告書に記載すべき支出の区分 	●	●			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書等の必要記載事項 		●	●		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿への住所の記載 ・ 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正 			●	●	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務制限の範囲 ・ 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査 ・ その他の事項 				●	●